第明治三十五種郵便物認可

平成２６年（フ）第４５２号
岡山市東区中尾272番地１
破産者　ビジネスネットワーク株式会社
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１７６号
広島県福山市今津町３丁目６番34―２号
破産者　粟津化学工業有限会社
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２６年（フ）第２２号
徳島県三好市井川町岡野前９番地１
破産者　藤川電氣工事株式会社
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
徳島地方裁判所美馬支部

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２６年（フ）第１２８号
千葉県東金市油井101番地７
破産者　鮎川　広一
１　決定年月日　平成27年２月26日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
千葉地方裁判所八日市場支部破産再生係

平成２６年（フ）第３４号
岐阜県高山市大新町４丁目16番地55
破産者　西浦　雅子（旧姓中村）
１　決定年月日　平成27年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所高山支部破産係

平成２６年（フ）第２４９号
奈良市大宮町２丁目３番10―1106号、開始決定時の住所奈良市西大寺本町３番28―603号
破産者　井上　洋司
１　決定年月日　平成27年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所

平成２６年（フ）第３０号
奈良県磯城郡田原本町大字法貴寺417番地の１　503、開始決定時の住所奈良県磯城郡田原本町大字阪手489番地の１　Ｉ―102
破産者　宮本　孝一
１　決定年月日　平成27年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２３５号
奈良県葛城市長尾372番地11
破産者　魚菜酒房くさびこと　杉村　雄史
１　決定年月日　平成27年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２６年（フ）第２７５号
奈良県北葛城郡河合町星和台１丁目１番地３13―105
破産者　土井　　裕
１　決定年月日　平成27年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
奈良地方裁判所葛城支部破産係

平成２５年（フ）第２５６号
徳島県小松島市金磯町８―47　金磯荘205号室、住民票上の住所徳島県小松島市間新田町字ヤケ木49番地の70
破産者　加藤　　論
１　決定年月日　平成27年３月２日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
徳島地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第１８６７号
札幌市豊平区豊平６条10丁目４番15号　コーポ黒畑102号
破産者　田中　　辰
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第１９８８号
札幌市中央区南５条西９丁目1008番地14　ＫＷ―Ｐｌａｃｅ南５条303号
破産者　河合真理絵
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第４３号
秋田県大仙市小貫高畑字中荒所60番地５　笑の口市営住宅２―310号室
破産者　小林　タカ
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
秋田地方裁判所大曲支部

平成２６年（フ）第３００号
群馬県伊勢崎市間野谷町613番地１　ヴィラトルナーレ303
破産者　大澤　義司
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第３２８号
群馬県伊勢崎市美茂呂町586番地１　新井住宅Ａ
破産者　福田　裕貴
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２６年（フ）第１１２７号
埼玉県加須市旗井318番地７
破産者　井口　敏子
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２６年（フ）第２９号
岐阜県可児市瀬田1203番地２
破産者　ラシックことスローライフこと　奥村　博
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第８１号
岐阜県可児市徳野南２丁目77番地　リバーサイド寿202、前住所岐阜県可児市川合190番地６
破産者　纐纈実智代
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２６年（フ）第１５５１号
愛知県豊明市栄町武侍16番地２
破産者　小沼登志男
１　決定年月日　平成27年３月３日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部